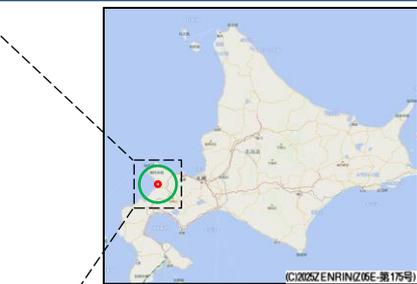


# 資料2 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）①原子力災害対策重点区域・広域避難先

## 1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（おおむね半径30kmの範囲）の人口は69,360人（令和7年4月現在）。
- PAZ内の人口は泊村1,158人、共和町1,241人。
- UPZ内の人口は関係13町村66,961人。

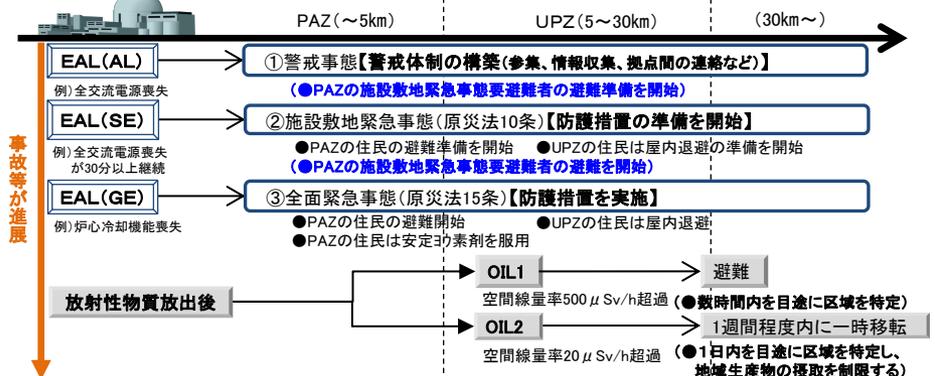


PAZ内 (おおむね5km)	UPZ内 (おおむね 5~30km)	合計
2,399人	66,961人	69,360人

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone  
※UPZ(緊急防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

## 2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

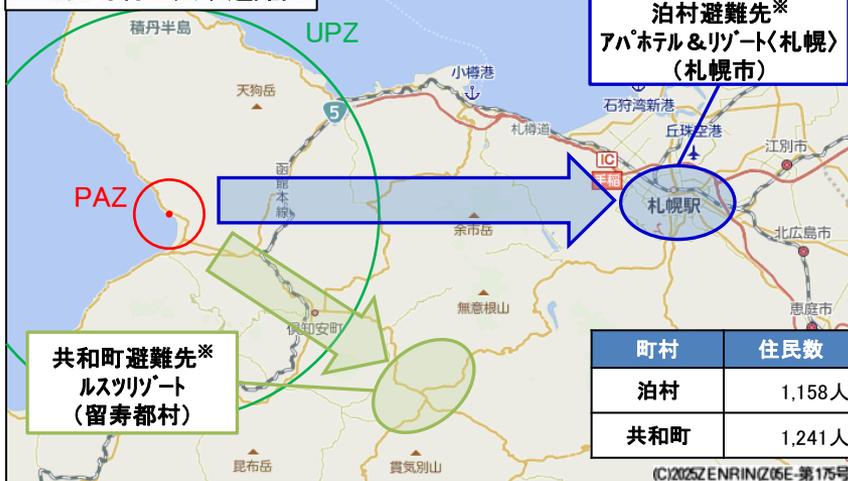
- 緊急事態の初期対応段階は放射性物質放出前から原子力施設の状況等に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置  
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき、避難等の防護措置を実施。  
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。  
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、避へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置  
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



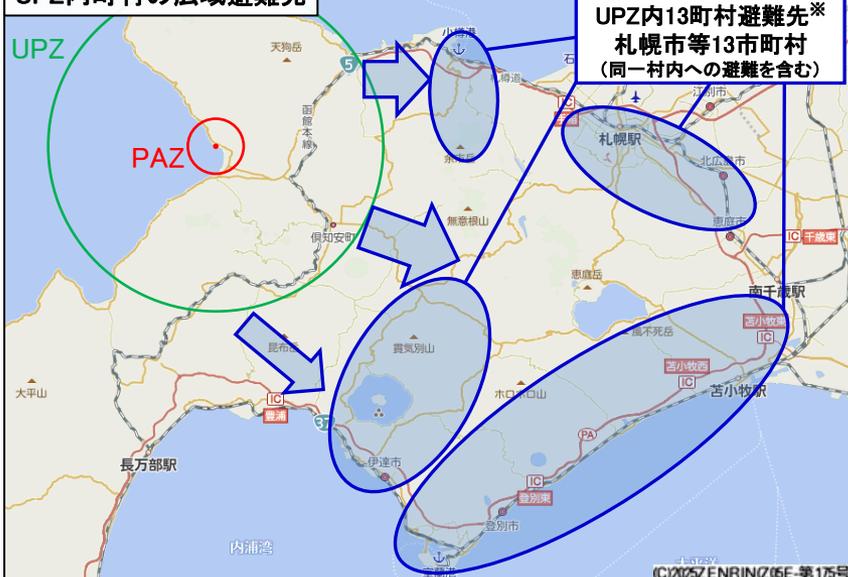
## 3. PAZ及びUPZの各自自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村ごとに避難先までの避難経路を複数設定。

### PAZ内町村の広域避難先



### UPZ内町村の広域避難先



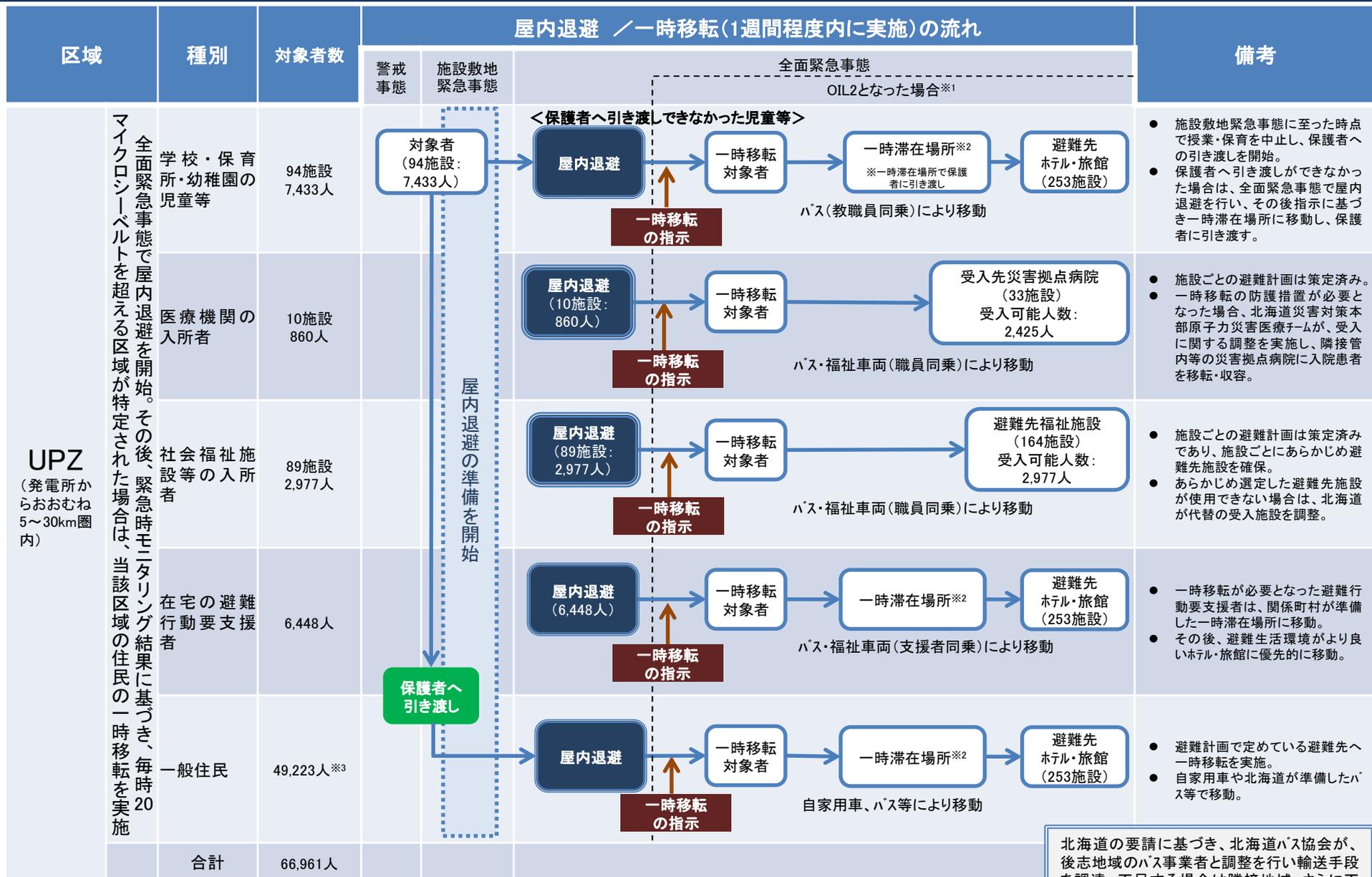
※ 不測の事態により避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保。

# 泊地域の緊急時対応 (概要版) (案) ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数 (支援者等 数)	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所からおおむね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で 施設敷地緊急事態要避難者等は避難開始	学校・保育所・幼稚園の児童等 泊村 105人 (37人) 共和町 144人 (32人) 合計 249人 (69人)	施設敷地緊急事態要避難者等の 避難準備を開始	<b>対象者</b> 泊村 (3施設:105人) 共和町 (3施設:144人) 合計6施設 バス5台により避難 → <泊村の場合> 一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート(札幌) バス6台により避難 → <共和町の場合> 避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	● 泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所:札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。 ● 共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。	
		社会福祉施設の入所者等 泊村 100人 (49人) 共和町 (対象施設なし) 合計 100人 (49人)		<b>対象者</b> 泊村 (2施設:100人) 共和町 (対象施設なし) 合計2施設 <避難可能な者:100人> バス4台、福祉車両16台により避難 → 社会福祉施設 (黒松内町内1施設) <避難の実施により健康リスクが高まる者> 自施設内(放射線防護対策施設) → 放射線防護対策施設 (泊村内2施設)	● 施設の避難計画において、避難先施設を設定。 ● 避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。	
		在宅の避難行動要支援者等 泊村 7人 (7人) 共和町 31人 (31人) 合計 38人 (38人)		<b>対象者</b> 泊村:7人 共和町:31人 <避難可能な者:36人> 支援者の自家用車等で移動(泊村3人) → <泊村の場合> 一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート(札幌) 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(泊村4人、共和町29人) → 集合場所 (泊村内10箇所) → <泊村の場合> 一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先:アパホテル&リゾート(札幌)へ避難。 集合場所 (共和町内7箇所) → <共和町の場合> 避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート <避難の実施により健康リスクが高まる者:2人> 放射線防護対策施設※1 (泊村の場合:むつみ荘(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、泊中学校 共和町の場合:共和町保健福祉センター、みのりの里共和) → 放射線防護対策施設へ輸送。 ※1 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。	● 泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート(札幌)へ避難。 ● 共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 ● 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ輸送。	
(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態 一般住民 泊村 869人 共和町 1,035人 合計 1,904人	<b>対象者</b> 泊村:869人 共和町:1,035人 <自家用車で避難する者> 自家用車で移動(507人) → <泊村の場合> 一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート(札幌) <バスで避難する者> 徒歩等で移動(362人) → 集合場所 (泊村内10箇所) → バス16台により避難 徒歩等で移動(1,035人) → 集合場所 (共和町内7箇所) → 避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート → バス30台により避難	● 泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート(札幌)へ避難。 ● 共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 ● バスでの避難に必要なバスは、北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。			
	合計※2	2,291人 (156人)				

※2 合計は、支援者等を含むため、PAZ内人口とは異なる。

# 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方



※1 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難地域時検査を受けた上で、一時滞在所において受付を行い、避難先のホテル・旅館等へ移動。

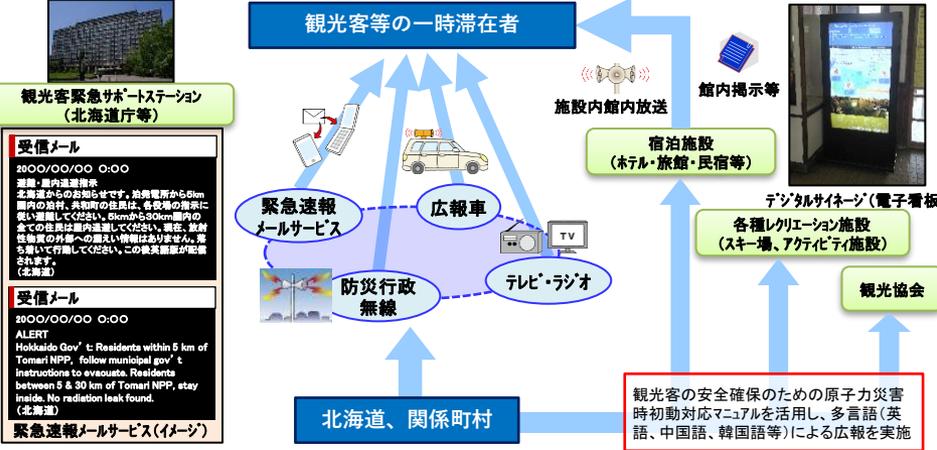
※2 共和町・赤井川村については、避難先施設が一時滞在所の機能を有する場合がある。

※3 一般住民の対象者数は、UPZ内人口から避難行動要支援者の数を引いた数字である。

# 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）④泊地域の実状に応じた対策

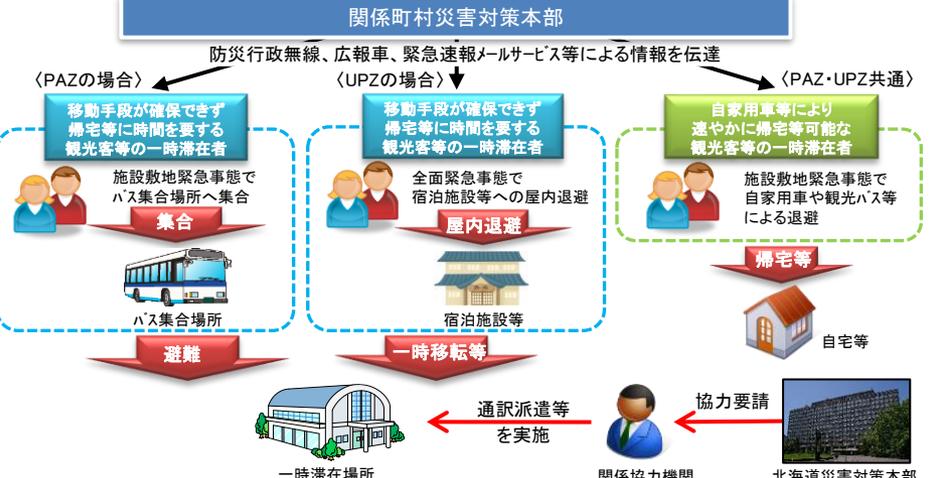
## 1. 観光客等の一時滞在者への情報伝達体制

- ▶ 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、多言語により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設では、北海道が作成した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を活用し、多言語により一時滞在者に情報を伝達。
- ▶ 北海道は、北海道庁等に「観光客緊急サポートステーション」を開設し、帰宅・帰国支援を実施。



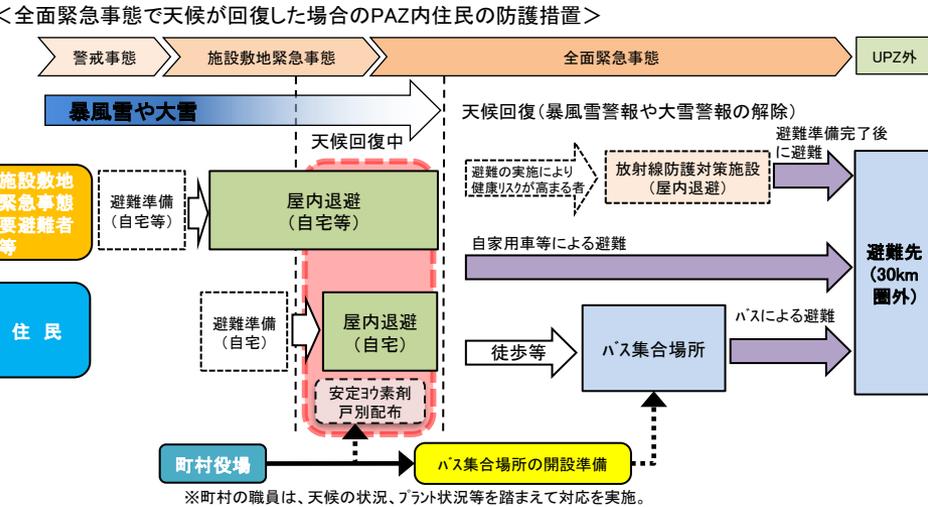
## 2. 観光客等の一時滞在者の防護措置

- ▶ 速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。
- ▶ 帰宅等に時間を要する観光客等の一時滞在者については、PAZ内では施設敷地緊急事態でバス集合場所からバス退避を実施。UPZ内では全面緊急事態で宿泊施設等での屋内退避を実施し、一時移転等が必要になった場合は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。



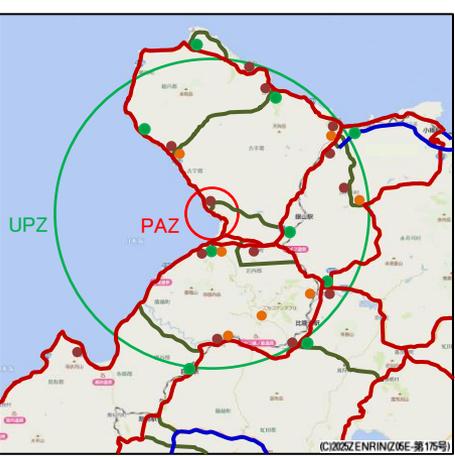
## 3. 暴風雪や大雪時における対応

- ▶ 暴風雪や大雪時(原則として暴風雪警報・特別警報または大雪警報・特別警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避するため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。



## 4. 降雪時の避難経路の確保(自然災害対応)

- ▶ 北海道は、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械(例)

＜除雪機械の保有台数＞

重点区域13町村	うち、泊村及び共和町
801台	86台

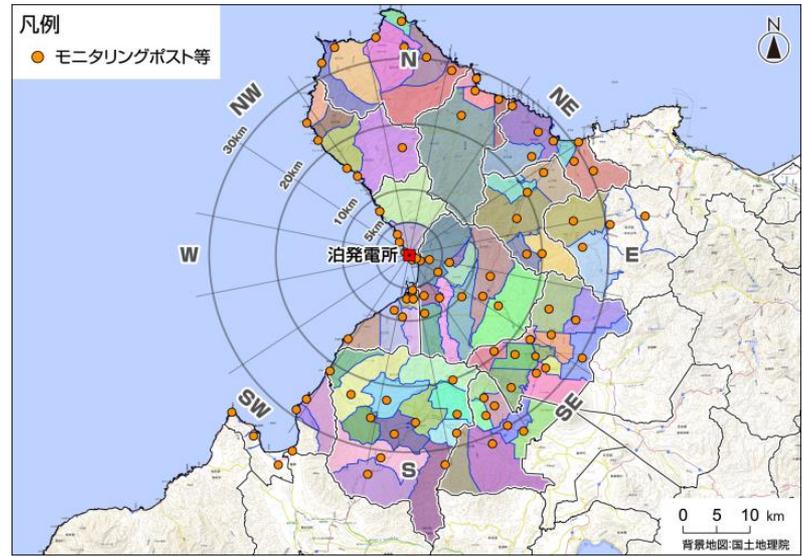
(凡例) 除雪活動拠点  
 ● : 国(北海道開発局)  
 ● : 北海道(後志総合振興局)  
 ● : 関係町村

— 国道  
 — 道道、町村道  
 — 札幌自動車道、道央自動車道、後志自動車道

# 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）⑤住民の安全確保に向けた主な対策

## 1. 泊地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転の実施単位

緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



## 2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布と緊急配布

- 泊村では、PAZ内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨウ素剤を緊急配布することとしており、PAZ内住民を対象に事前問診を実施。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で育児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布・事前問診を実施。
- 今後も継続して説明会を実施し、転入者等への配布や事前問診を実施。



町村名	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
泊村	303人	172人

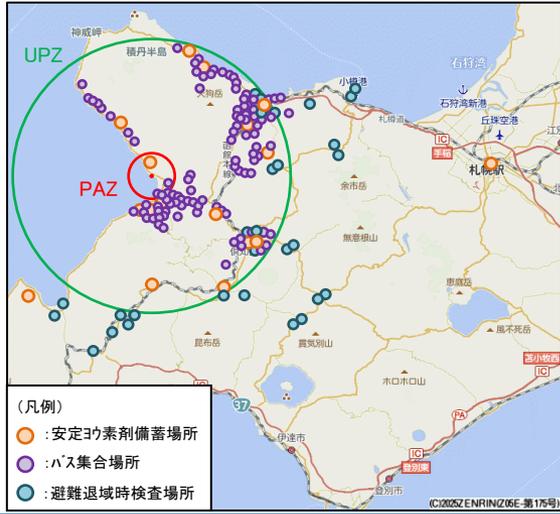
※ 北海道及び泊村では、上記地域に居住する住民1,014人のうち、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で育児希望のある女性、その他配布希望者188人に対して安定ヨウ素剤を配布。

町村名	40歳未満の住民数	40歳未満の問診済住民数
共和町	429人	234人

※ 北海道及び共和町では、上記地域に居住する住民984人のうち、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で育児希望のある女性、その他配布希望者247人に対して安定ヨウ素剤の配布・服用に係る事前問診を実施済み。

## 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 北海道では、避難住民等に対する安定ヨウ素剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施。
- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布が必要となった場合には、バス集合場所や避難退域時検査場所、対象住民等に順次配布を実施。



**安定ヨウ素剤備蓄場所**  
北海道: 17箇所

道及び町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

**安定ヨウ素剤の緊急配布を実施**

各町村が指定するバス集合場所等緊急配布※1 (計112箇所)

泊村: 2箇所	積丹町: 1箇所
共和町: 25箇所	古平町: 9箇所
岩内町: 12箇所	仁木町: 17箇所
神恵内村: 6箇所	余市町: 26箇所
俱知安町: 9箇所	赤井川村: 5箇所

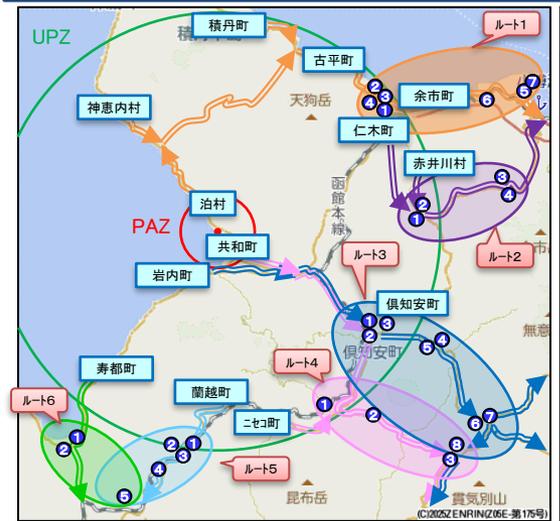
避難退域時検査場所等緊急配布※2

寿都町: 候補地3箇所	蘭越町: 候補地5箇所
ニセコ町: 候補地4箇所	

※1 バス集合場所で緊急配布する10町村の住民は、避難退域時検査場所（候補地計29箇所）でも緊急配布を受けられる。  
※2 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に北海道が指定する箇所において配布。

## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

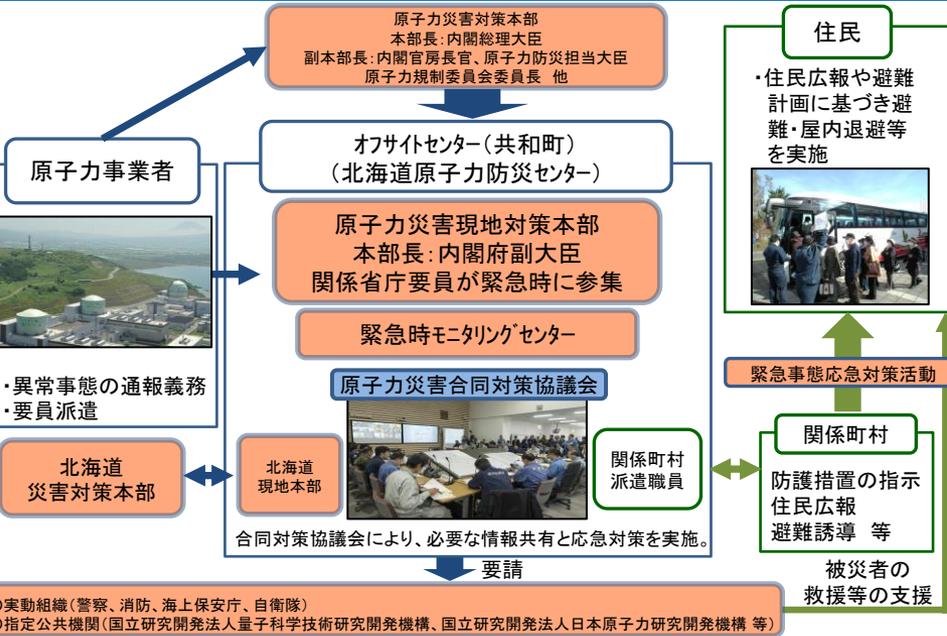
- 北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、避難元町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農産物産出センター②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「ベース・アップルよいち」⑤港町ふ頭埠頭岸壁荷さばき地⑥小梅塩谷IC⑦勝納ふ頭荷さばき地	泊村 神恵内村 積丹町 古平町 余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あいかいわ③赤井川村山村活性化支援センター(キノコゲート入口)④キノコゾート	仁木町 赤井川村
3	①後志総合振興局②俱知安町中央公園③旧東陵中学校④京極町総合体育館⑤京極スノーパーク⑥喜茂別町町民公園⑦喜茂別町農村環境改善センター⑧ルスクリット	岩内町 俱知安町
4	①道の駅「セビニアラサ」・ニセコ運動公園②羊蹄山自然公園③道の駅「230ルスタ」【再掲】ルスクリット	共和町 ニセコ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井川PA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①湖路小学校②ゆべつの中、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

# 泊地域の緊急時対応（概要版）（案）⑥緊急時における対応体制

## 1. 緊急時対応体制



## 2. 住民への情報伝達体制

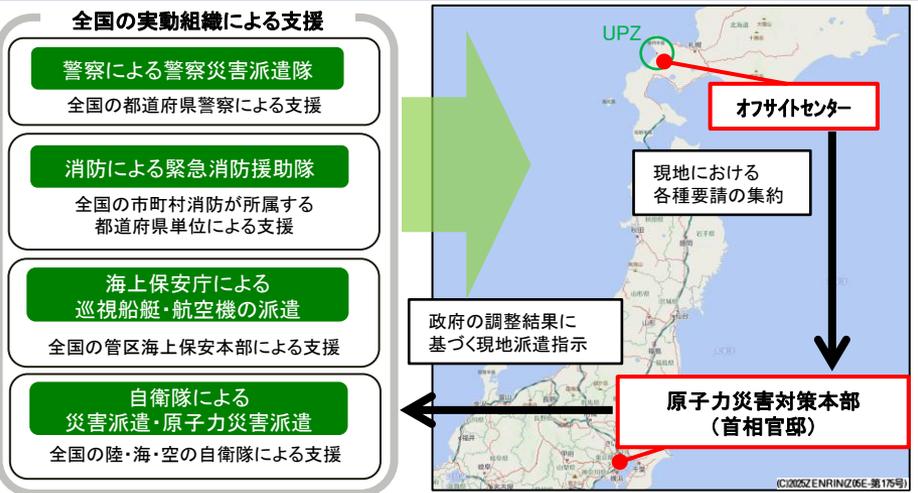
- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道は、インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、必要に応じて住民等が的確な情報を入手するための注意喚起を実施。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、無人航空機（ドローン）、有線放送（緊急告知放送）、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係町村が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



## 3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、北海道、関係町村からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- オフサイトセンターにおいて集約した関係町村からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施。



## 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織**
- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
  - ✓ 避難住民の誘導・交通規制
  - ✓ 避難指示の伝達
  - ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織**
- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
  - ✓ 傷病者の搬送
  - ✓ 避難指示の伝達
- 海上保安庁**
- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
  - ✓ 緊急時モニタリング支援
  - ✓ 船舶等への避難指示の伝達
  - ✓ 海上における警戒活動
- 防衛省・自衛隊**
- ✓ 緊急時モニタリング支援
  - ✓ 被害状況の把握
  - ✓ 避難の援助
  - ✓ 人員及び物資の緊急輸送
  - ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
  - ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業